

岡崎市民間戦災傷害者援護見舞金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間戦災傷害者の福祉増進を図るために支給する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「民間戦災傷害者」とは、太平洋戦争末期に米軍の本土空襲等の原因によって負傷し、現に障がいをもつる者をいう。

(支給要件)

第3条 民間戦災傷害者援護見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を受けることができる者は、市内に居住する民間戦災傷害者で、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の適用を受けない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項別表第5に定める身体障がい者障がい程度等級第7級と同程度以上の障がいがある者及び市長が障がいの程度に応じ見舞金の支給をすることが適当であると認めたものとする。

(支給の申請)

第4条 第3条に規定する支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、見舞金の支給を受けようとするときは、様式第1号による民間戦災傷害者見舞金支給申請書を市長に提出するものとする。

(受給資格の認定)

第5条 市長は、第4条に規定する申請があった場合は、これを審査し受給資格の認定をして、様式第2号による民間戦災傷害者援護見舞金支給（不支給）決定通知書を当該申請者に交付する。

(見舞金の支給)

第6条 見舞金の額は、民間戦災傷害者1人につき年額10,000円とする。

2 見舞金は、第4条に規定する申請のあった日から、30日以内に支給する。

3 申請のあった者についての翌年度以降の支給については、毎年4月に必要な調査を行い、完了後30日以内に支給する。

(住所氏名等の変更の届出)

第7条 見舞金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、住所、氏名又は見舞金の支払いを受ける金融機関を変更したときは、10日以内に様式第3号による民間戦災傷害者援護見舞金住所・氏名変更届を市長に提出しなければならない。

(受給資格の喪失の届出)

第8条 受給者は、第3条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、10日以内に様式第4号による民間戦災傷害者援護見舞金受給資格喪失届を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の通知書の交付)

第9条 市長は、受給者が第3条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、

様式第5号による民間戦災傷害者援護見舞金受給資格喪失通知書をその者又は、その者の遺族に交付する。

(未支払の見舞金)

第10条 市長は、受給資格者が死亡した場合において、その者に支払うべき見舞金で、まだ支払っていないものがあるときは、当該受給者の遺族にその未払いの見舞金を支払うことができる。

(見舞金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、その者に支給された見舞金に相当する金額の全部を返還させることができるものとする。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和54年8月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。